

## 議案第62号

### 大阪市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

大阪市国民健康保険条例（昭和36年大阪市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(協議会の委員の定数)」に改め、同条中「大阪市国民健康保険運営協議会」を「協議会」に改め、同条第4号中「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下法という。）」を「法」に改め、同条を第2条の2とし、第1条の次に次の1条を加える。

(国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称)

第2条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下法という。）第11条第2項に規定する協議会の名称は、大阪市国民健康保険運営協議会（以下協議会という。）とする。

第10条の3中「被保険者である世帯主及びその」を「世帯主の」に、「第29条の7第1項」を「第29条の7第1項第1号」に、「後期高齢者支援金等賦課額（同項）」を「後期高齢者支援金等賦課額（同項第2号）」に、「介護納付金賦課被保険者（同項）」を「介護納付金賦課被保険者（同項第3号）」に、「介護納付金賦課額（同項）」を「介護納付金賦課額（同号）」に改める。

第11条中各号を次のように改める。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額

イ 国民健康保険事業費納付金（法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付

金をいう。以下同じ。)の納付に要する費用(大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り、大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下後期高齢者支援金等という。)、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下病床転換支援金等という。))及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下介護納付金という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

オ 保健事業に要する費用の額

カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第74条の規定による補助金の額

イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康

保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金(エにおいて国民健康保険保険給付費等交付金という。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)の額のうち、次に掲げる額の合算額を除く額

(ア) 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和34年政令第41号。以下算定政令という。)第6条第6項第1号に掲げる額(国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令(昭和38年厚生省令第10号)第6条第3号から第10号まで及び附則第7条第2号に掲げる額の合計額を除く。)

(イ) 算定政令第6条第6項第2号に掲げる額

(ウ) 算定政令第6条第6項第3号に掲げる額

エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)の額並びに算定政令第6条第6項第1号(国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令第6条第3号から第10号まで及び附則第7条第2号に掲げる額の合計額を除く。)、第2号及び第3号に掲げる額を除く。)の額

第14条第1項中第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 所得割 法第82条の3第1項の規定により大阪府が算定する市町村標準保険料率(以下市町村標準保険料率という。)のうち、基礎賦課額の保険料率における

所得割の率

- (2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における被保険者均等割の額

第14条第1項第3号中アを次のように改める。

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における世帯別平等割の額

第14条第1項第3号イ中「特定世帯及び」を「特定世帯（特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が1人のみ属する世帯であつて同日の属する月（以下特定月という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に当該一般被保険者以外の被保険者がいない場合に限る。）をいう。以下同じ。）及び」に改め、同号ウ中「特定継続世帯及び」を「特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が1人のみ属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に当該一般被保険者以外の被保険者がいない場合に限る。）をいう。以下同じ。）及び」に改め、同条第2項中「前項」を「前項第3号」に改め、「小数点以下第4位未満の端数又は」を削る。

第14条の2の2中各号を次のように改める。

- (1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であつて、大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。）

- (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受け

る補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

第14条の2の6第1項中第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 所得割 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における所得割の率

(2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における被保険者均等割の額

第14条の2の6第1項第3号中アを次のように改める。

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における世帯別平等割の額

第14条の2の6第2項中「前項」を「前項第3号」に改め、「小数点以下第4位未満の端数又は」を削る。

第14条の3第1号中「おける」を「おける国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する）」に、「費用」を「費用に充てる部分に限る。次号において同じ。」に改め、同条中第2号を次のように改める。

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

第14条の4中「所得割額、」を「所得割額及び」に改め、「及び世帯別平等割額」を削る。

第14条の6第1項中各号を次のように改める。

- (1) 所得割 市町村標準保険料率のうち、介護納付金賦課額の保険料率における所得割の率
- (2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、介護納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額

第14条の6中第2項を削る。

第17条第5項中「被保険者である世帯主又はその」を「世帯主の」に改める。

第17条の2第1項中「第313条第3項、第4項又は第5項」を「第313条第3項から第5項まで」に、「270,000円」を「275,000円」に改め、同条第2項中「490,000円」を「500,000円」に改め、同条第3項中「被保険者である世帯主又はその」を「世帯主の」に改める。

附則第5項から第7項までを次のように改める。

- 5 平成30年度分の保険料に係る基礎賦課総額の算定に係る第11条第2号ウ及びエの規定の適用については、同号ウ中「の額のうち、次に掲げる額の合算額を除く額」とあるのは「の額」と、同号エ中「の額並びに算定政令第6条第6項第1号（国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令第6条第3号から第10号まで及び附則第7条第2号に掲げる額の合計額を除く。）、第2号及び第3号に掲げる額」とあるのは「の額」とする。
- 6 平成30年度分の保険料に係る基礎賦課額の保険料率は、第14条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 所得割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の46に相当する額を、一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第2項第4号ただし書の規定による補正がされた場合にあつては、補正後の額）の総額の見込額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の28に相当する額を、当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の26に相当する額を、当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の見込数から特定世帯の見込数に2分の1を乗じて得た数及び特定継続世帯の見込数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯等 アに定める額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯等 アに定める額に4分の3を乗じて得た額

7 平成30年度分の保険料に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、第14条の2の6第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 所得割 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の46に相当する額を、一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第3項第4号ただし書の規定による補正がされた場合にあつては、補正後の額）の総額の見込額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の28に相当する額を、当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等

賦課総額の100分の26に相当する額を、当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の見込数から特定世帯の見込数に2分の1を乗じて得た数及び特定継続世帯の見込数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯等 アに定める額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯等 アに定める額に4分の3を乗じて得た額

附則第8項を附則第11項とし、附則第7項の次に次の3項を加える。

8 平成30年度分の保険料に係る介護納付金賦課額は、第14条の4の規定にかかわらず、当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者について算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。

9 平成30年度分の保険料に係る介護納付金賦課額の保険料率は、第14条の6の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 所得割 介護納付金賦課総額の100分の46に相当する額を、介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第4項第4号ただし書の規定による補正がされた場合にあつては、補正後の額）の総額の見込額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の100分の32に相当する額を、当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の見込数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 介護納付金賦課総額の100分の22に相当する額を、当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の属する世帯の見込数で除して得た額

10 附則第6項、第7項及び前項の保険料率を決定する場合において小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数金額があるときは、これを切り上げる。

#### 附 則

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の大阪市国民健康保険条例の規定は、平成30年度分以後の



保険料について適用し、平成29年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

平成30年 2月23日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

#### 説 明

一般被保険者に係る基礎賦課総額等の算定基準、基礎賦課総額等の保険料率及び保険料を減額する基準を改めるとともに、平成30年度分の保険料に係る基礎賦課総額の算定基準等の特例措置を講じ、併せて規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

## 大阪市国民健康保険条例（抄）

（目 的）

第1条 省 略

（国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称）

第2条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下法という。）第11条第2項に規定する協議会の名称は、大阪市国民健康保険運営協議会（以下協議会という。）とする。

（国民健康保険運営協議会の委員の定数）

第2条 大阪市国民健康保険運営協議会の委員の定数は、次のとおりとする。

第2条の2

(1)-(3) 省 略

(4) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下法という。）附則第10条第1項の被用者保険等保険者を代表する委員 省 略

（保険料の賦課額）

第10条の3 保険料の賦課額は、被保険者である世帯主及びその世帯に属する被保険者について世帯主の

算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）について算定した介護納付金賦課額（同項に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。

同号

（一般被保険者に係る基礎賦課総額）

第11条 一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下退職被保険者等という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第17条の2の規定により基礎賦課額を減額する場合にあつては、その減額する額を含む。）の総額（以下基礎賦課総額という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額、高齢者医療確保法の規定による前期高

年齢者納付金等（以下前期高齢者納付金等という。）の納付に要する費用の額、第10条の規定による事業に要する費用の額、法第81条の2第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額、同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額の2分の1に相当する額並びにその他の国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務（前期高齢者納付金等、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下後期高齢者支援金等という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下病床転換支援金等という。）並びに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下介護納付金という。）の納付に関する事務を含む。次号において同じ。）の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、退職被保険者等に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用の額を除く。）の合算額から法附則第7条第1項第2号に規定する調整対象基準額に同号に規定する退職被保険者等所属割合（以下退職被保険者等所属割合という。）を乗じて得た額を控除した額（高齢者医療確保法の規定による前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）

- (2) 当該年度における法第70条の規定による負担金（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金（以下後期高齢者支援金という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金（以下病床転換支援金という。）並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第72条の規定による調整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第72条の2の規定による都道府県調整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第72条の5の規定による負担金、法第74条の規定による補助金、法第75条の規定による補助金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）及び貸付金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第81条の2第1項の規定による交付金並びにその他の国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用並びに後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を

除く。)のための収入(法第72条の3第1項の規定による繰入金及び法附則第7条第1項の規定による療養給付費等交付金(以下療養給付費等交付金という。)を除く。)の額の合算額

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 療養の給付に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額

イ 国民健康保険事業費納付金(法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下同じ。)の納付に要する費用(大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り、大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下後期高齢者支援金等という。)、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下病床転換支援金等という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下介護納付金という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

オ 保健事業に要する費用の額

カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第74条の規定による補助金の額

イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会

計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金(エにおいて国民健康保険保険給付費等交付金という。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)の額のうち、次に掲げる額の合算額を除く額

(ア) 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和34年政令第41号。以下算定政令という。)第6条第6項第1号に掲げる額(国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令(昭和38年厚生省令第10号)第6条第3号から第10号まで及び附則第7条第2号に掲げる額の合計額を除く。)

(イ) 算定政令第6条第6項第2号に掲げる額

(ウ) 算定政令第6条第6項第3号に掲げる額

エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)の額並びに算定政令第6条第6項第1号(国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令第6条第3号から第10号まで及び附則第7条第2号に掲げる額の合計額を除く。)、第2号及び第3号に掲げる額を除く。)の額

(基礎賦課額の保険料率)

第14条 基礎賦課額の保険料率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 所得割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の50に相当する額を、一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第2項第4号ただし書の規定による補正がされた場合にあつては、補正後の額)の総額の見込額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の35に相当する額を、当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額

(1) 所得割 法第82条の3第1項の規定により大阪府が算定する市町村標準保険料率(以下市町村標準保険料率という。)のうち、基礎賦課額の保険料率における所得割の率

(2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における被保険者均等割の額

(3) 世帯別平等割 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の15に相当する額を、当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の見込数から特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が1人のみ属する世帯であつて同日の属する月（以下特定月という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に当該一般被保険者以外の被保険者がいない場合に限る。以下特定世帯という。）の見込数に2分の1を乗じて得た数及び特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が1人のみ属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に当該一般被保険者以外の被保険者がいない場合に限る。以下特定継続世帯という。）の見込数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における世帯別平等割の額

イ 特定世帯（特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が1人のみ属する世帯であつて同日の属する月（以下特定月という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に当該一般被保険者以外の被保険者がいない場合に限る。）をいう。以下同じ。）及び特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者が1人のみ属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に当該退職被保険者以外の被保険者がいない場合に限る。）（以下特定世帯等という。） 省 略

ウ 特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が1人のみ属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に当該一般被保険者以外の被保険者がいない場合に限る。）をいう。以下同じ。）及び特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者が1人のみ属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する

月までの間にあるもの（当該世帯に当該退職被保険者以外の被保険者がいない場合に限る。）（以下特定継続世帯等という。） 省略

2 前項第3号の保険料率を決定する場合において小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数金額があるときは、これを切り上げる。

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）

第14条の2の2 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第17条の2の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額する場合にあつては、その減額する額を含む。）の総額（以下後期高齢者支援金等賦課総額という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用の額から後期高齢者支援金及び病床転換支援金の額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を控除した額

(2) 当該年度における法第70条の規定による負担金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第72条の規定による調整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第72条の2の規定による都道府県調整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第75条の規定による補助金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係るものに限る。）及び貸付金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係るものに限る。）その他国民健康保険事業に要する費用（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に関する事務の執行に要する費用を除く。）に係るものに限る。）のための収入（法第72条の3第1項の規定による繰入金及び療養給付費等交付金を除く。）の額の合算額

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であつて、大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに

限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）

第14条の2の6 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 所得割 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の50に相当する額を、一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第3項第4号ただし書の規定による補正がされた場合にあつては、補正後の額）の総額の見込額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の35に相当する額を、当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額

(1) 所得割 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における所得割の率

(2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における被保険者均等割の額

(3) 世帯別平等割 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の15に相当する額を、当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の見込数から特定世帯の見込数に2分の1を乗じて得た数及び特定継続世帯の見込数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における世帯別平等割の額

イーウ 省略

2 前項第3号の保険料率を決定する場合において小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数金額があるときは、これを切り上げる。

（介護納付金賦課総額）

第14条の3 介護納付金賦課額（第17条の2の規定により介護納付金賦課額を減額する場合にあつては、その減額する額を含む。）の総額（以下介護納付金賦課総額という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。



(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

(2) 当該年度における法第70条の規定による負担金（介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第72条の規定による調整交付金（介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第72条の2の規定による都道府県調整交付金（介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第75条の規定による補助金（介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び貸付金（介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。） その他国民健康保険事業に要する費用（介護納付金の納付に要する費用（介護納付金の納付に関する事務の執行に要する費用を除く。）に係るものに限る。） のための収入（法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額の合算額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（介護納付金賦課額）

第14条の4 介護納付金賦課額は、当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者について算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。  
及び

（介護納付金賦課額の保険料率）

第14条の6 介護納付金賦課額の保険料率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 所得割 介護納付金賦課総額の100分の50に相当する額を、介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第4項第4号ただし書の規定による補正がされた場合にあつては、補正後の額）の総額の見込額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の100分の35に相当する額を、当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の見込数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 介護納付金賦課総額の100分の15に相当する額を、当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の属する世帯の見込数で除して得た額

(1) 所得割 市町村標準保険料率のうち、介護納付金賦課額の保険料率における所得割の率

(2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、介護納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額

2. 前項の保険料率を決定する場合において小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数金額があるときは、これを切り上げる。

(賦課期日後における納付義務の変動)

第17条 省 略

2 - 4 省 略

5 保険料の賦課期日後に被保険者である世帯主又はその世帯に属する被保険者が特例対象被保世帯主の

険者等となつた場合は、特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割をもつて算定した第12条又は第13条の2第1項の基礎賦課額及び第14条の2の3又は第14条の2の5第1項の後期高齢者支援金等賦課額並びに介護納付金賦課額の合算額を保険料として賦課する。

(保険料の減額)

第17条の2 市長は、当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に納付義務が発生した場合には、その発生した日。以下この項において同じ。）現在において、世帯主、その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者について算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又はから

第5項までの規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4

項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項及び次項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に当該年度の保険料の賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に270,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合においては、第12条又は第275,000円

13条の2第1項の基礎賦課額及び第14条の2の3又は第14条の2の5第1項の後期高齢者支援金等賦課額並びに介護納付金賦課額の合算額から市規則で定める額を減額する。

- 2 市長は、前項の規定による減額がされない世帯主、その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者について算定した同項の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に当該年度の保険料の賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に490,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合においては、第12条又は第13500,000円

条の2第1項の基礎賦課額及び第14条の2の3又は第14条の2の5第1項の後期高齢者支援金等賦課額並びに介護納付金賦課額の合算額から市規則で定める額を減額する。

- 3 被保険者である世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象世帯主の

象被保険者等である場合における前2項の規定の適用については、第1項中「総所得金額（）」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。）」と、「については、同法」とあるのは「については、地方税法」とする。

#### 附 則

- 1 - 4 省 略

- 5 平成29年度分の保険料に係る基礎賦課額の保険料率に係る第14条第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の50」とあるのは「100分の46」と、同項第2号中「100分の35」

とあるのは「100分の27」と、同項第3号ア中「100分の15」とあるのは「100分の27」とする。

6 平成29年度分の保険料に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率に係る第14条の2の6第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の50」とあるのは「100分の46」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の27」と、同項第3号ア中「100分の15」とあるのは「100分の27」とする。

7 平成29年度分の保険料に係る介護納付金賦課額の保険料率に係る第14条の6第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の50」とあるのは「100分の46」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の27」と、同項第3号中「100分の15」とあるのは「100分の27」とする。

5 平成30年度分の保険料に係る基礎賦課総額の算定に係る第11条第2号ウ及びエの規定の適用については、同号ウ中「の額のうち、次に掲げる額の合算額を除く額」とあるのは「の額」と、同号エ中「の額並びに算定政令第6条第6項第1号（国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令第6条第3号から第10号まで及び附則第7条第2号に掲げる額の合計額を除く。）、第2号及び第3号に掲げる額」とあるのは「の額」とする。

6 平成30年度分の保険料に係る基礎賦課額の保険料率は、第14条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 所得割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の46に相当する額を、一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第2項第4号ただし書の規定による補正がされた場合にあつては、補正後の額）の総額の見込額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の28に相当する額を、当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の26に相当する額を、当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の見込数から特定世帯の見込数に2分の1を乗じて得た数及び特定継続世帯の見込数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯等 アに定める額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯等 アに定める額に4分の3を乗じて得た額

7 平成30年度分の保険料に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、第14条の2の6第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 所得割 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の46に相当する額を、一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第3項第4号ただし書の規定による補正がされた場合にあつては、補正後の額）の総額の見込額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の28に相当する額を、当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の26に相当する額を、当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の見込数から特定世帯の見込数に2分の1を乗じて得た数及び特定継続世帯の見込数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯等 アに定める額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯等 アに定める額に4分の3を乗じて得た額

8 平成30年度分の保険料に係る介護納付金賦課額は、第14条の4の規定にかかわらず、当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者について算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。

9 平成30年度分の保険料に係る介護納付金賦課額の保険料率は、第14条の6の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 所得割 介護納付金賦課総額の100分の46に相当する額を、介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第4項第4号ただし書の規定による補正がされた場合にあつては、補正後の額）の総額の見込額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の100分の32に相当する額を、当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の見込数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 介護納付金賦課総額の100分の22に相当する額を、当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の属する世帯の見込数で除して得た額

10 附則第6項、第7項及び前項の保険料率を決定する場合において小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数金額があるときは、これを切り上げる。